

# Renaissance

2014.7

暑中お見舞い申し上げます

No.40

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



撮影:T.Ito

## AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男

弁護士 檀浦 康仁

弁護士 渡邊 健司

弁護士 南 善隆

弁護士 小宮 仁

弁護士 長江 昂紀

社会保険士 長谷川 沙美

弁護士 柄斐 貞介

弁護士 勝又 敬介

弁護士 森田 祥玄

弁護士 西村 信俊

弁護士 遠藤 悠介

税理士 大橋 由美子

弁護士 熊田 士朗

弁護士 梅村 明男

弁護士 上瀧 幹也

弁護士 森下 達

弁護士 加藤 耕輔

司法書士 萩野 直樹

弁護士 中野 直輝

弁護士 伴 麻里

弁護士 水野 憲幸

弁護士 一ノ子 裕一

弁護士 石川 慎司

社会保険士 労原田 聰

弁護士 尾関 栄作

弁護士 木村 環樹

弁護士 永井 康之

弁護士 奥村 典子

弁護士 横井 優太

社会保険士 労小木曾 裕子

# 市民は専門の弁護士を望んでいます

弁護士 村上 文男

## 1 弁護士、弁護士会の状況

弁護士の大量増員により、弁護士の就職は年々厳しくなっています。

急速な弁護士人口の増加は弁護士が就職できない状況を作り出しています。

市民の要請に応えるためには弁護士人口を増員しなければなりません。しかし、現在のように、以前の4倍もの採用は急激過ぎてひずみが出ています。

その中で弁護士がより市民の期待に応えるためには弁護士業務の専門化しかないです。

## 2 弁護士の専門化が求められています

①弁護士の専門化は我々の顧客である相談者、依頼者の要請です

皆さん、依頼者から先生の専門は何ですかと聞かれたことが再三あるでしょつ。

市民は専門の弁護士に相談してもらいたい。依頼したいとの思いの

あつわれです。

## ②弁護士業務の専門化は社会の要請です

弁護士法1条に、弁護士は人権擁護と社会正義の実現を使命とすると謳われています。そのためには高品質のリーガルサービスを提供しなければなりません。弁護士の専門化は弁護士の使命からの当然の要請でもあります。

③弁護士自身も専門家になると喜びです

同じような弁護士が多くいる中で、顧客が依頼したいのは専門家の弁護士です。

弁護士も自らが専門家になるとにより重い責任を自覚すると同時に仕事に対するモチベーションアップに繋がるのです。

## 3 当事務所の専門化

### ①専門化チームの設置

専門化は必然的に、チームによる仕事遂行を求めます。専門チームの設置を続けてることはルネサンス39号で述べたところです。

②事務所内での法律相談の専門化



実際に受けているのではないでしょつか。

医師は専門化しています。専門家の医師に診てもらいたいと思うのは人情です。医師の専門化はさらに進むでしょつ。

専門業種である弁護士の世界にも専門化の波は押し寄せてくるのは必然です。

弁護士業務の専門化は猛スピードで進んでいます。医療専門チーム、破産・管財人専門チーム、交通事故専門チーム、離婚専門チーム、債権回収専門チーム、相続専門チームが現在動いています。更に増加させていきたい。

今後も依頼者、相談者のために、喜んでいただけるリーガルサービスの提供に全力投球いたします。よろしくご支援のほどをお願いします。

当事務所だけで、年間5000件以上の相談があるのですから、専門化した方が効率的ですし、顧客のためにになります。

高品質の法律相談サービスが提供できます。

当事務所内で、専門法律相談が実現できれば、相談者、依頼者の信頼は絶大なものになります。

次のルネサンスにはこのような専門法律相談をしていくますとの報告ができるようになります。



# ～最近私の気になる法律ニュース～



弁護士 からた ていすけ  
柄多 貞介

91歳(当時)の認知症男性が線路に入り、列車にはねられ死亡した事故について、名古屋高裁が平成26年4月24日妻(当時85歳、要介護1)に、約360万円と平成22年3月からの遅延損害金の賠償を命じた判決が気になっています。

夫が不慮の事故で死亡し、悲しみに沈んでいる要介護1の老妻に対し、大企業のJRが損害全額の賠償を求め、これを一部にしろ認容する裁判所の感覚に違和感を覚える市民は少なからずいるのではないかと思われます。しかし、高裁判決は、一審が認めた長男の責任を否定し、実質的にJR側の過失相殺をして、損害額を一審の半額に修正し、遺族の責任を減縮すべく心を砕いていることが覗われます。現行の法体系を前提

にする限り、私が裁判してもこんなものかという気もします。しかし、妻は、故夫の監督義務者であるとして民法714条により、責任があるとされていますが、同法は、妻に無過失の立証を求める一種の結果責任を問うものです。障害を持つ85歳の老妻に対して要求する立証の程度は、可能な限り緩やかなものとしたり、一応の立証があれば立証責任を事实上転換するような工夫の余地もあったのではないか言ふ氣もします。このように考えるのは、現在、行方不明になる認知症患者は年間約1万人に上り、この8年余りの間に64人の認知症患者が鉄道事故で死亡している現実があり、この数は超高齢社会の進展とともに増大することは必至だからです。介護制度や法整備の検討と共に、鉄道輸送により利益を上げる全国の鉄道会社には、これまで以上の安全対策を求める、少なくともこのような場合に市民に責任を問わなくとも済むような求償を制限する強制加入の保険制度の検討をすすめるべきではないでしょうか。



弁護士 熊田 士朗

気になる法律ニュースというわけではありませんが、弁護士出身の元最高裁判所判事の須藤正彦先生が、御退官後に、「弁護士から最高裁判所判事へ折り折りの思索」という著書を出版され、先般、盛大な記念祝賀会が開催されました。幸いにも、私は先生と司法研修所の同期(22期)で、クラスも同じ、その上、実務修習地及び修習での班も一緒ということもあって、司法修習生のころから懇意にしていたので、その祝賀会へ参加することができました。先生は挨拶の中で、

今後のご自分のあり方について、最高裁判所判事を定年で退官し、法曹として最終の仕事をしたとして、これからは庭いじりや孫の遊び相手などしながら悠々自適の生活を過ごすという選択肢もあるのであろうが、折角未だ人生が残っているのであるから、まだまだ弁護士として社会に役立つことがあればできる限り務めたいと思っていると力強く述べられました。私は、先生が安楽な生活ができる境遇になられても、なお社会や人々のために力を尽くすことにこそ生き甲斐、喜びがあるとのご自身の心境を語っておられるように感じられ、先生の人生の尊さを大切に受けとめられた奥深い人生観に、感銘を受けました。先生とは到底同じレベルの境遇や心境にはありませんが、老いつつも、少々とはいえ未だ法曹として関わりがもてることに有り難く思うこの頃です。



弁護士 中野 直輝

今回のテーマは『最近私の気になるニュース』ということです。

職業柄、私が関与した案件が新聞等に掲載されることもあり、当然のことながらそういうニュースは必ずチェックしますが、やはり、今回注目したのは、『遠隔操作ウイルス事件』でしょうか。

さて、この事件、わたしのようなアナログ人間には、『トロイップログラム』、『サイバー事件』、『WEBサイトの脆弱性』…など、外国語のような言葉がならび、なんとか大雑把な内容は把握できたものの、犯行手口はまるで別世界の事件と感じていました。

しかし、その後の経緯の中で、『弁護人と被疑者』という関係性について考えさせられます。

当初、声高に潔白を訴えてきた被疑者は、メールの自作自

演が見破られると、事件の関与をあっさりと認め、無罪を勝ち取るために団結した弁護団に対し、『操った』等の発言をしております。

普通ならこの時点で弁護人を降りることもあるし、また、そのことについて世間も決して非難しないでしょう。

しかし、その後の会見で弁護人もかなり過激な発言をしておりましたが、それでも弁護人を続けるとのこと(執筆、平成26年5月時点)。

『冤罪』といいうものは非常に恐ろしいもので、冤罪をうつたる被疑者を弁護人は信頼し、全力で無罪を勝ち取るために努力をいたします。

しかし、被疑者に嘘をつかれることがあるのも事実です。

被疑者と弁護人の人間関係…

さて、新聞報道も一段落したこの事件、一介の法律家として、今後も注目したいと思っております。



# 医療機関側の対応について

弁護士 木村 環樹たまき

当事務所には、医療専門チームがあり、医療機関で発生する様々な法律問題に対応しています。当事務所の医療専門チームでは、主に、医療機関（病院・診療所）側の立場で医療機関で発生する法律問題を取り組んでいます。医療事故に基づく損害賠償請求事案、医師法及び医療法に関連する医療機関特有の法律問題、患者からの苦情対応、未払診療費の回収、医療機関内における労務管理、医療機関のM&A（組織変更）等々

当事務所の医療専門チームには、**医師資格を持つ弁護士、大学病院に出向中の弁護士**も所属しており、医療機関連法務につき専門的に業務を取り扱っています。当医療専門チームの弁護士は、定期的に勉強会の開催・事例検討を行うなどして、医療事故案件につき日々研鑽を重ねておられます。

私も当事務所の医療専門チームの一員として、医療関連法務を取り扱っていますが、今回は医療事故案件の当事務所医療専門チームでの取り組みについてお話ししたいと思います。

まずは、病院で作成されたカルテ等を見て、医療事故案件の争点（どの医療行為が問題となっているのか？）、問題視されている医療行為は医学的水準から見て不適切なのか？）を把握します。「このようにして、概要を把握した上で、問題となっている医療行為が、過失（医師に注意義務違反があつたかどうか、医療水準に従つた注意義務を尽くしていたかどうか）の有無を検討します。医学文献、診療ガイドライン等などを調査して、当該医療行為の過失の有無を検討します。当医療専門チームでは、「このようにして調査・検討した内容につき、チーム内で議論を行います。

また、当医療専門チームでは、医療機関のスタッフの皆様が、日々お悩みになられている様々な法律問題についても取り組んでいます。医師の説明義務についての相談、応召義務に関する相談、院内感染対策、医療事故発生時の初期対応についての相談、患者からの苦情対応、医療機関内における労務管理等につき、当医療専門チーム内で議論を行い対応方法を検討しています。「これら

の問題については、迅速に対応することが必要ですが、当医療専門チームでは複数の弁護士が所属しており、迅速に対応することを常に心がけています。

医療機関の皆様がお悩みになられている法律問題等のご相談がございましたら、当医療専門チームに是非ご相談頂ければと思います。我々専門チームが全力で皆様の業務のリーガルサポートをさせて頂きます。初回の法律相談料は面談相談・電話相談ともに無料となっておりますので、まずは、気軽に当事務所までお問い合わせ下さい。当医療専門チームの取り組みについては、「医療問題法律相談」のホームページで詳しく記載しております。ホームページのアドレスは「<http://www.iryonondai.jp/>」です。医療問題に関する様々なQ&Aも記載されており、医療機関の皆様にお役に立つと思います。



# 私の体の鍛え方 夏



弁護士 加藤 耕輔



## Basketball

バスケ

私は、学生時代、バスケットボールに取り組んできました。現在は、大学のOBチームと弁護士会のバスケ部「LIBRA」に所属し、月に2,3回程度、練習やゲームで汗を流しています。

スポーツの世界には、「燃え尽き症候群」という言葉がありますが、私は、現在、バスケに対して燃え尽き症候群の状態にあります。ですので、バスケについて何も語る資格はないのですが、「私の身体の鍛え方—バスケー」がテーマですので、少し語らせていただくと、バスケは、プレーすることにより全身が鍛えられます。

また、筋肉だけでなく、我慢する心も鍛えられます。5人でプレーし、かつ、チームでの点数を競うスポーツですから、仲間のプレースタイルを見て、自分の役割を見極め、それを慮々と実行することが重要です。自分がやりたいプレーが、チームの現状に合っていないければ、我慢して、自分の不得意なプレーを行わなければいけません。

全くもって、大規模事務所での仕事に通ずるものだと書いていて気付きました。やっていて良かったなど思います。



弁護士 石川 慎司



## Marathon

マラソン

私は、高校時代から陸上競技をしており、現在も趣味でジョギングをし、月に一度はマラソン大会に出場しております。弁護士になってからも、ハーフマラソン、フルマラソンに出場しました。最近は夜遅くにしか練習できず、忙しいときは、サボりがちになるのですが、週に2,3回は名古屋城、名城公園の周辺をジョギングしています。最近はマラソンブームなので、夜でも色々と/orのユニフォームを着たランナーが走っています。名古屋城周辺は、信号機が少なく、ランナーにとってすばらしい環境ですので、ぜひ皆さんジョギングをしてみてください。ジョギングは地味なスポーツですが、景色を楽しんだり、普段何気なく通過していた場所に意外なものがあったりと、おもしろいスポーツです。健康にもいいですし、ストレス解消にもなるので、私にとってなくてはならない趣味の一つです。マラソンは年を取っても続けられるスポーツですので、一生続けていきたいと思っています。



弁護士 横井 優太



## Golf

ゴルフ

当事務所ではゴルフが盛んで、半年に一度「愛知総合杯」が開催されるほど、各人が熱心にゴルフに取り組んでいます。

事務所に入所したての私も、先日はじめて愛知総合杯に参加しました。笑いあり涙ありの1日を終えると、ボールを追いかけて走り回っている時間が多かったせいか、とても心地よい(?)筋肉痛になりました。日頃運動不足で鈍っている体にはとても良い運動になったみたいですね。

これからスコアが伸びていくと、徐々に筋肉痛も少なくなっていくと思うのですが、陽の光を目一杯浴びて渾身の力でスイングをすれば、日頃の運動不足が解消され、健康な体作りの一助になること間違いなしと見ています。

ルネサンスをご覧の皆様も、新しい運動を始めて、眠っている筋肉をフル稼働させてみてはいかがでしょうか?



弁護士 長江 昂紀



## Tennis

テニス

私は中学で軟式テニス部、高校では硬式テニス部に所属していました。現在では、NTCの会長を務めています。

本稿をお読みの方はNTCをご存じないと思いますので、説明いたします。

NTCとは長江テニスクラブの略称です。名古屋に本部を置き、神戸、京都、東京に支部を置いています。26歳から60歳以上まで、幅広い年齢の会員が所属しています。

具体的な活動内容は、平日の夜や土日に、名城公園に集まってテニスをすることです。名古屋本部は弁護士を中心構成されていることもあり、皆テニスは素人ですし、運動神経も悪いです。部活動のようにスピードボールが飛び交うことはありませんが、皆、一生懸命ボールを追っています。

テニスの魅力は、生涯スポーツであることです。もちろん、NTCも生涯続けていくつもりです。当事務所と同じように、大きく成長する団体でありたいと思っています。

さて、NTCは現在会員募集中です。年齢、経験不問ですので、是非とも参加してください。お待ちしております。

# Q&A 相続放棄



弁護士 森下 達



Q: 「先日夫が亡くなつて遺品を整理していたら、銀行からの借入金が5000万円ほどあることが判明しました。夫の預金はほとんどありません。不動産ももつていません。夫の借金は私が返していかなければならないのでしょうか。」

A: 相談者は被相続人の配偶者であるため、原則として、相続人となり、5000万円の借入金についても相続することになります(民法890条・民法896条)。

しかし、家庭裁判所において相続放棄という手続をとれば、被相続人のプラスの財産を相続することはできなくなりますが、マイナスの財産についても相続回避することができます(民法938条・民法939条)。

Q: 「相続放棄をしたら私の手元に残るお金が一切なくなってしまうのですが、何とかならないでしょうか。夫の生命保険や死亡退職金ももらえないのでしょうか。」

A: 相続放棄は相続人となることを回避する手続ですので、相続とは関係のない財産(遺産に含まれない財産)を取得することには影響を及ぼしません。

生命保険は遺産に含まれない財産として典型的なものです。受取人として被相続人以外の者が指定されているときには、その指定されている者固有の財産として、相続と関係なく取得することができます。

また、死亡退職金については、会社の給与規定に「遺族を受取人とする。」旨規定されていることが多いかと思います。さらに遺族の定義として、第一順位に配偶者、第二順位に子、第三順位に…など、民法の相続人に関する規定とは別個の定義がされています。この様に民法の相続人とは異なる定めがされているときには、死亡退職金も受取人と指定された者(遺族)の固有の財産となると解され、相続放棄をしたとしても、受取人において取得することができます。

以上のように、被相続人の借金がある場合でも、一定の財産を取得しつつ、相続人が借金を背負うこと回避することができます。

相続放棄をするか否かは、相続人の今後にとって極めて大きな影響を及ぼします。相続放棄に関して、少しでも迷うことがありましたら、一度当事務所までご相談下さい。



## 相続専門HP



弁護士 梅村 明男

<http://www.souzoku-kouken-nenkin.com/>

## 「解決!相続トラブル助け隊」開設!

相続専門HP「解決!相続トラブル助け隊」開設!

遺言や相続の問題は、待っているだけではいつまで経っても解決することが出来ません。先送りすると次の世代に問題を残すことになってしまいます。

そこで、当事務所では、相続等についてお悩みの方のため、相続専門のHPを開設しました。そこでは、遺言や相続についての基礎知識、解決事例はもちろん、実際に相続問題に直面したときのために、法律相談の流れや弁護士を依頼するメリット、一番気になる弁護士費用も丁寧に説明させてもらっています。

これらの問題でお悩みの方は、当事務所の相続専門HP「解決!相続トラブル助け隊」をぜひご覧ください。



## 医療専門HP



弁護士 小宮 仁

<http://www.iryomondai.jp/>

## 医療問題法律相談の ホームページを開設しました!

当事務所の医療専門チームが中心となって、医療法人、病院、診療所の抱えている法律問題解決のため、医療問題法律相談のホームページを開設しました。

医療に関する法律問題といえば、患者から医療機関への責任追及が一般的と思われますが、今回開設させていただいたホームページは、患者さん側を対象としたものではなく、医療法人、病院、診療所といった医療機関側が抱えている問題にスポットを当てています。

初回相談は無料となっており、心配事、問題などを抱えておられる医療機関の関係者の方は、お気軽にご利用ください。

対応できる医療問題は、医療事故、クレーム対応、未払い医療費の回収、労務管理等多岐にわたっております。まずは、ホームページをご覧いただければと思います。

# ARATAMA

## 名古屋新瑞橋事務所

事務局 森 由美子

名古屋新瑞橋事務所は相続、交通事故、離婚、債務整理をはじめ、多種多様な法律相談を受けております。

また、企業法務も扱います。弁護士とスタッフの仲がよく、緊急の案件や大型の案件を受任した場合、チームを組み対応することもあります。

仕事に関しては所長の指導は厳しく、忙しい職場だとは思いますが、毎日成長させていただいている。

私たちも、お電話を頂いた際は、なるべく相談者の皆様の気持ちに添って対応するよう心がけております。

名古屋新瑞橋事務所へどうぞお気軽にお電話ください。

# KASUGAI

## 春日井事務所

事務局 小寺 里佳

当事務所は春日井市役所の目の前という好立地に建つ王子不動産名古屋ビルの4階にあります。歴史あるビル内のテナントには某有名会社などが入っていますが、春日井の市民性なのか、みなさんとてもフレンドリーでアットホームな雰囲気です。

同じビル内で仕事に関わる方達も、何か質問があれば気軽に相談にみえますし、急ぎの書類の受け渡しもエレベーターで上下するだけという簡易さ。素晴らしい利点です。

またこのビルの最上階にある会社の生保レディーの方が毎週水曜日の朝に欠かさずお花を届けてくれます。毎週違うお花で、今週は何のお花だろう?と密かに楽しみにしています。そんな時に交わす何気ない世間話も嬉しい時間ですね。

# 事務局による支部自慢大会

# KOMAKI

## 小牧事務所

事務局 横井 豪

小牧事務所より暑中お見舞い申し上げます。さて、当事務所は各世代が均等にわかれていますが、チームワークよく、不定期で懇親会が開催されます。

さて、本題…。小牧事務所の自慢は懇親会の『ウォリティーの高さ』です。何と言っても、長年、小牧市長を勤め、小牧を知り尽くした中野直輝弁護士の存在が大きく、毎回、『いいお店』に繰り出します。

自分では、普段は行かないようなシブいお店も経験でき、ちょっと『大人』な週末を過ごせます。

暑い日が続きますね…

そろそろ、焼肉とビールを…、と、2代事務局(女性)がつぶやいております。

# TSUSHIMA

## 津島事務所

事務局 安田 早智子



津島事務所より暑中見舞い申し上げます。

先日依頼者のお一人から「いつもありがとうございます」と、ご自身が作られた野菜を段ボールいっぱい頂くことがありました。お気遣いがとても嬉しい出来事でした。

私は、津島事務所は依頼者の皆様との距離が近いことが特徴だと思います。私の思う距離は、人の思いに触れる距離のことです。

津島事務所に来てから、依頼者の皆様と接する機会が格段に増えました。日頃は裏方の仕事ですが、依頼者の皆様の表情が見えることで、私自身、仕事に責任感が増したように思います。また、「ありがとうございます」と直接お声掛けいただくと、仕事をする励みになります。

今後も先生と依頼者の皆様の橋渡しが出来るよう、精進していきます。

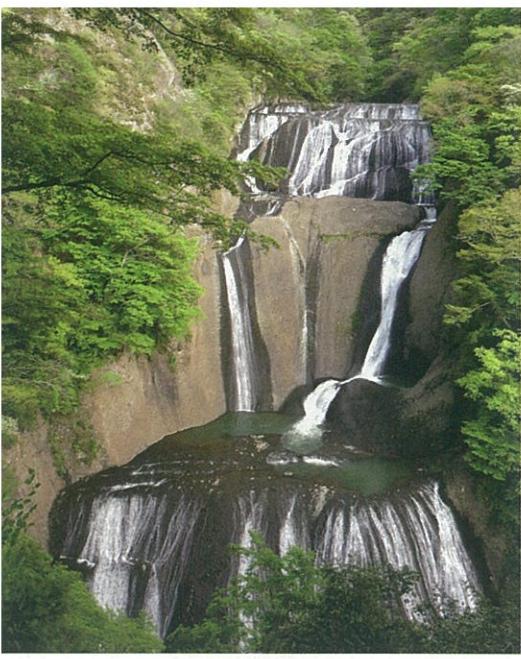
# 役員変更登記はお済みですか?

司法書士 萩野 直樹



本店の所在地においては、任期が切れた日から2週間以内に役員変更登記を申請する義務があります。そこで、実は5年前に任期が切れていたのに申請していない場合どうなるか。過料といふ反則金のよつもとを支払わなければいけないペナルティが、代表者個人に発生します。数日過ぎたくらいで請求が来たという話は聞いたことはあります。しかし、どれくらいの期間登記申請を放置したらいくら過料が発生するのかは基準がよいため不明です。この機会に一度、自身の会社の登記簿をご確認頂いてもよろしいかと思います。

今回、株式会社の登記のお話を。取締役の任期は原則約2年間、監査役は約4年間です(厳密に言うと細かい定めがありますが割愛します)。定款の定めにより、いずれも約10年間に延ばせる会社もあります。この任期というもののが決まります。未来说は、任期が切れる度に、株主総会で次の役員を選任するか、再度同じ人を選任する必要があります。設立登記を担当した司法書士から、「〇年後役員の任期が切れるので、選任して下さい必要ですよ」と言われても、会社を立ち上げて日常の業務に追われていると、ついかり忘れてしまつたが、そもそもそんな規定をこ存じない方が多いと思ひます。



# 旅行記

弁護士 伴 麻里



世の中には、いろいろな趣味が存在しますが、私の趣味の一つに滝巡りがあります。滝の何がいいの?ただ流れているだけでしょう?という声も聞こえそうですが、滝は、それぞれ形や音が違います。静岡県の美しい滝、白糸の滝を見てから、すっかり滝にはまっています。何より滝のあの流れる音がいいのです。ずっと眺めていても飽きません。

当事務所のホームページのブログにも書きましたが、昨年のゴールデンウイークに、念願だった茨城の袋田の滝を見てきました。高さ120m・幅 73m、大岩壁を四段に流れ

て大迫力です。その昔、西行法師が訪れて、「四季に一度ずつ来てみなければ本当の良さはわからない」と絶賛したそうです。西行法師が生きていた時代、もちろんそのずっと前から滝の水は止むことなく流れ続け、現代の私達が同じ流れを眺める、そう考えるととても素敵だと思いませんか?

日本三名瀑(和歌山県の那智の滝、栃木県の華厳の滝、茨城県の袋田の滝)が制覇できたので、次の目標は、滝百選制覇です!

## 結婚報告

弁護士 遠藤 悠介



私事ではございますが、本年の1月に結婚致しました。相手は、私より1歳年上の女性ですが、落ち着いた雰囲気、というわけではありません(笑)。ただ、妻も仕事をしているのですが、帰りの遅い私のために家事もきちんとこなしてくれて、本当に

頭が下がるばかりです。

以前は、過度の飲酒等といった不健康な生活を送っていたのですが、今後は妻のためにも、お酒の量を控えて、健康的な生活を送れるように努めたいと思います。

当事務所では、現在出産ラッシュなので、私たちも、新婚生活がひと段落したら、周りの流れに乗ることができたらと思っています。

## 事務所のご案内



名古屋新瑞橋事務所

〒467-0842

名古屋市瑞穂区妙音通四丁目40番地  
ソブレイ新瑞ビル4階

TEL.052-851-0171 (代表)

FAX.052-851-0172



春日井事務所

〒486-0844

愛知県春日井市鳥居松町四丁目122番地  
王子不動産名古屋ビル4階

TEL.0568-83-8177 (代表)

FAX.0568-83-8170



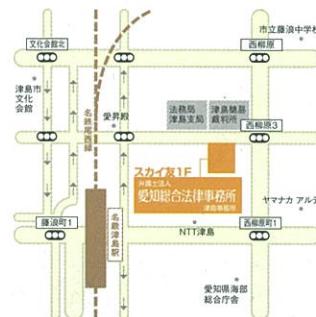
小牧事務所

〒485-0029

愛知県小牧市中央一丁目267番地  
小牧ガスビル2階

TEL.0568-68-6061 (代表)

FAX.0568-68-6062



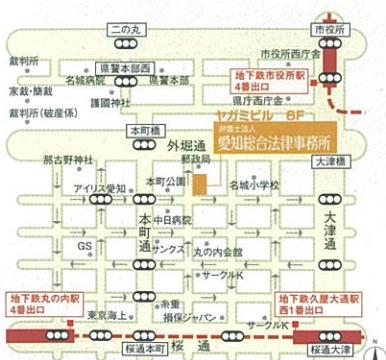
津島事務所

〒496-0047

愛知県津島市西柳原町三丁目2番地  
スカイ友1階

TEL.0567-23-2377 (代表)

FAX.0567-23-3838



名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目2番29号  
ヤガミビル 501号・601号 (受付)

TEL.052-971-5277 (代表)  
FAX.052-971-7876

ホームページもご覧下さい。

**愛知総合法律事務所**

<http://www.aichisogo.or.jp>  
E-mail home@aichisogo.or.jp

## ●お盆休みのお知らせ●

平成26年8月13日(水)から17日(日)までの5日間、お盆休みを取らせていただきます。18日(月)より通常営業を開始致します。

\*ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

西 村 原 田 原 田 今年はワールドカツ  
大会ですね。  
西 村 ブラジルといえば、カ  
サンバにサッカー、カ  
ーニバルと陽気で熱  
いお国柄ですね。  
西 村 ところで、今年になっ  
てから愛知総合FC  
の活動が低調ですね。  
西 村 ワールドカップの熱  
気に便乗して、事務  
原 田 ブライアーブラジル  
大会ですね。

西 村 原 田 所のフットサル活動  
も熱くしますか?  
西 村 何はどうもあれ、ルネ  
サンス夏号が完成し  
ました。ごゆっくりと  
ご覧ください。

編集後記



after wo